骨髄移植などの理由による 定期予防接種再接種の費用助

令和7年7月開始

骨髄移植などの治療により、「既に受けた定期予防接種の効果が期待できない」と医師から判断され た人に、再度予防接種を受けるための費用を助成します。

対象者 次のいずれにも該当する人

(1)再接種を受ける日において、津市に住民登録がある20歳未満

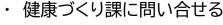
(2)骨髄移植などの治療により、医師から再接種が必要と判断された

※予防接種の種類ごとに、津市で定めた上限あり 助成金額 再接種に要した金額

対象の 予防接種

5種混合、4種混合、3種混合、2種混合、不活化ポリオ、麻しん、風しん、 麻しん・風しん(MR)、BCG、B型肝炎、Hib感染症、水痘、日本脳炎、 小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)

1. 事前申請



- 健康づくり課窓口、ホームページ等で「費用助成申請書」を受け取る
- 医療機関で「費用助成申請書」の〈医師の証明〉欄を記入してもらう
- 「費用助成申請書」と、母子健康手帳の写し(接種が確認できる書類)を 健康づくり課に提出する

2. 対象決定

申請内容を審査後、その可否を決定し、「費用助成決定通知書」を交付します

3. 再接種

- 医療機関で「費用助成決定通知書」を提示し、接種を受ける
- 接種費用を支払う

4. 事後申請

- 必要書類を健康づくり課へ提出する
- ~必要書類~
- ·「実施報告書兼請求書」
- ・再接種に要した費用に係る領収書及び明細書
- ・母子健康手帳の写し(接種が確認できる書類)

申請期限:接種を受けた日の属する年度の末日 (令和7年度は令和8年3月31日まで)

『 令和7年4月1日~6月30日まで 〕 ▮の間に接種した場合

申請により償還払いを行います。 詳しくはホームページをご覧ください 詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、 下記までお問合せく<mark>ださい。</mark>

津市 予防接種 再接種



で検索



Webサイト